の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

U_{14} ＝ 1.000
U_{15} ＝ 1.050
U_{16} ＝ 1.050
U_{17} ＝ 0.917
U_{18} ＝ 0.883
U_{19} ＝ 0.867
U_{20} ＝ 0.88517
U_{21} ＝ 0.93650
U_{22} ＝ 1.050
U_{23} ＝ 1.033
U_{24} ＝ 0.983
U_{25} ＝ 0.983
U_{26} ＝ 0.967
U_{27} ＝ 0.717
U_{28} ＝ 0.7267
U_{29} ＝ 0.0367
U_{30} ＝ 0.03483
$U_{元}$ ＝ 0.02133

V_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

W_{14} ＝ 1.000
W_{15} ＝ 1.050
W_{16} ＝ 1.050

X_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{14} ＝ 1.000
Y_{15} ＝ 1.050
Y_{16} ＝ 1.050
Y_{17} ＝ 0.917
Y_{18} ＝ 0.883
Y_{19} ＝ 0.867

充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

U_{14} ＝ 1.000
U_{15} ＝ 1.049
U_{16} ＝ 1.049
U_{17} ＝ 0.902
U_{18} ＝ 0.885
U_{19} ＝ 0.869
U_{20} ＝ 0.87246
U_{21} ＝ 1.044
U_{22} ＝ 1.049
U_{23} ＝ 1.016
U_{24} ＝ 0.967
U_{25} ＝ 0.984
U_{26} ＝ 0.754
U_{27} ＝ 0.721
U_{28} ＝ 0.0377
U_{29} ＝ 0.0361
U_{30} ＝ 0.03426

V_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

W_{14} ＝ 1.000
W_{15} ＝ 1.049
W_{16} ＝ 1.049

X_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Y_{14} ＝ 1.000
Y_{15} ＝ 1.049
Y_{16} ＝ 1.049
Y_{17} ＝ 0.902
Y_{18} ＝ 0.885
Y_{19} ＝ 0.869